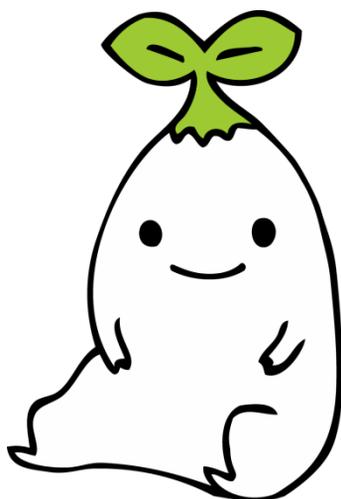


# 平成27年4月以降の 認可保育所の利用について

お子さんが認可保育所に  
在園している保護者の皆さまへ



- 平成27年4月以降、全ての認可保育所は「子ども・子育て支援新制度」の対象施設となります。
- 現在、認可保育所を利用している方は、新制度実施後も原則として、引き続き同じ保育所で、同じ時間の保育を利用することができますが、次の2点が変わります。
  - ① 保育の必要性の認定を受けていただきます。・・・1参照
  - ② 保育料が変わる可能性があります。・・・・・・2参照

平成26年10月



# 1 保育の必要性の認定



## ① 認定の内容

- 認可保育所を利用するためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 「保育の必要性の認定」は、保護者からの申請に基づき、区が認定します。認定区分は下表の3つであり、認可保育所を利用できるのは2号・3号認定となります。

| 認定区分 | 保育の必要性 | 年齢    | 保育時間<br>(保育の必要量※) | 利用できる<br>主な施設            |
|------|--------|-------|-------------------|--------------------------|
| 1号認定 | なし     | 満3歳以上 | 教育標準時間            | 幼稚園<br>認定こども園            |
| 2号認定 | あり     | 満3歳以上 | 保育標準時間<br>保育短時間   | 保育所<br>認定こども園            |
| 3号認定 | あり     | 3歳未満  | 保育標準時間<br>保育短時間   | 保育所、認定こども園<br>地域型保育事業 など |

※ 2号・3号認定を受けた場合、さらに、世帯ごとの「保育の必要量」に応じ、保育標準時間または保育短時間のどちらかに認定されます。

### 保育の必要量

- ・ 保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間を利用可能
  - ・ 保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間を利用可能
- \* 週30時間以上の就労は「保育標準時間」、月48時間以上で週30時間未満の就労は「保育短時間」とする予定です。

## ② 保育を必要とする事由

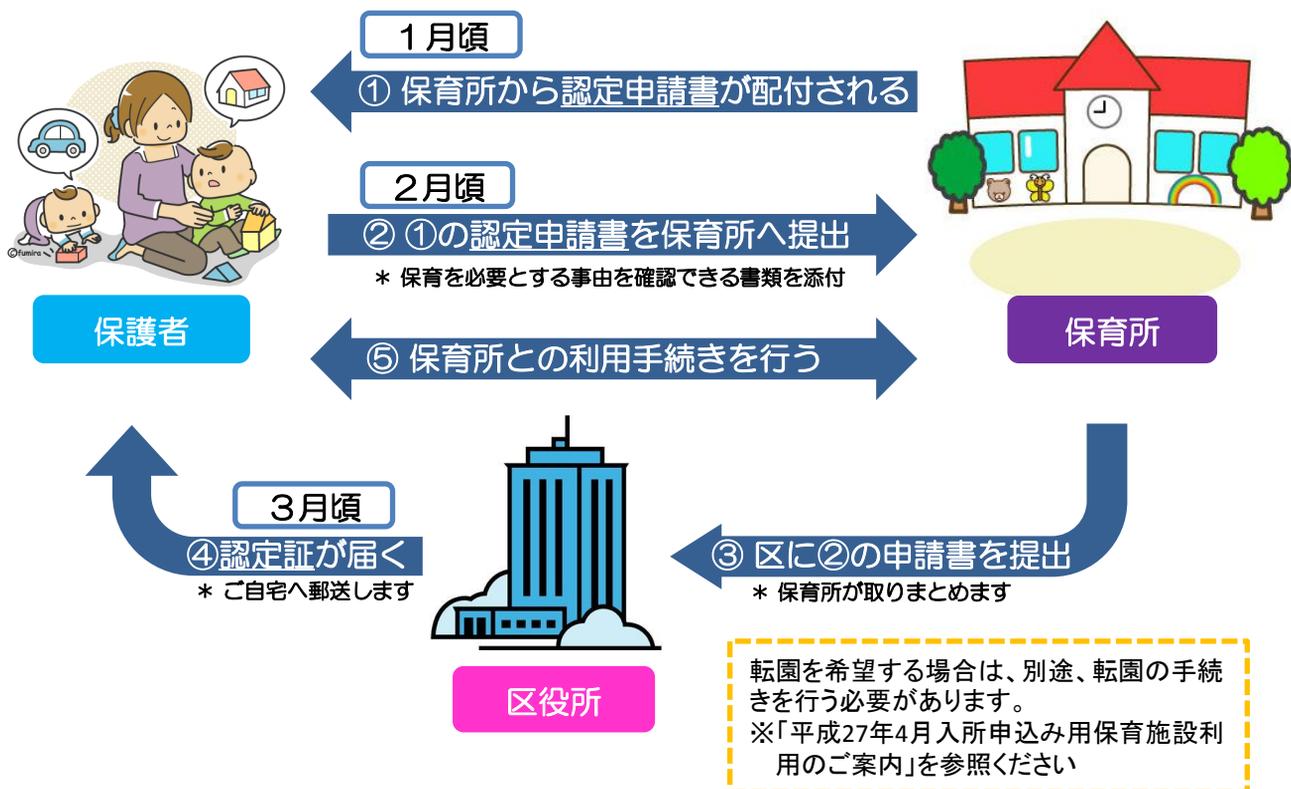
- 2号・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

### 保育を必要とする事由

- 就労（1ヵ月において48時間以上労働することを常態とすること）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として区が認める場合

### ③ 認定の手続

- 現在、認可保育所を利用している方は、保育所を通じて保育の必要性の認定の手続きを行います。区は「認定証」を発行し、ご自宅に郵送します。



## 2 保育料（利用者負担）

### ① 保育料（利用者負担）について

- 保育料は、現在の所得に応じた保育料の金額をベースにする予定ですが、新制度の実施に伴い、計算の基礎となる所得が所得税額から区民税額に変わることになるため、同じ所得階層でも保育料の金額が変動する可能性があります。
- 実際の利用者負担額については、国が定める水準を上限に区が定めることとなっており、平成27年3月頃にお知らせする予定です。

### ② 延長保育について

- 認定された保育時間（保育の必要量）を超える延長保育は、これまでと同様に保育所ごとに定める延長保育の定員の範囲内で保育時間を延長して実施します。
- 延長保育の利用者負担額については現在検討中であり、平成27年3月頃にお知らせする予定です。



#### ○ 現在、認可保育所を利用している方

- ・「保育を必要とする事由」に該当することを前提に、原則として、新制度開始後も引き続き、同じ保育所で、同じ時間の保育を利用することができます。
- ・転園を希望する方は、「平成27年度4月入所申込み用 保育施設利用のご案内」をご確認の上、必要な利用手続きを行ってください。

#### ○ 「保育の必要性の認定」の手続き

- ・引き続き保育所を利用するために、各保育所を通じて、「保育の必要性の認定」を受けていただきます。
- ・手続きの詳細については、平成27年1月頃に保育所を通じてお知らせする予定です。

#### ○ 保育料（利用者負担額）

- ・計算の基礎となる所得が区民税額に変わることに伴い、同じ所得階層でも保育料の金額が変動する可能性があります。
- ・実際の利用者負担額については、平成27年3月頃にお知らせする予定です。



#### 問合せ先

- 新制度に関すること・・・・・・・・・・子育て支援課 新制度準備担当
- 保育施設に関すること・・・・・・・・・・保育課 保育相談係

#### 杉並区役所

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電話:03(3312)2111(代表)

区公式ホームページ: <http://www.city.suginami.tokyo.jp>